



島根県報

平成18年 1月31日 (火)
第 1,747 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示	
ヨ－ネ病の発生	(農畜産振興課) 1
保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課) 1
道路の区域の変更	(道路維持課) 2
道路の供用開始	(") 2
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課) 3

告 示

島根県告示第79号

ヨ－ネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成18年 1月31日

島根県知事 澄 田 信 義

家畜伝染病の種類	家畜の種類	生年月日	発生頭数	発 生 場 所	発 生 年 月 日	その他参考となるべき事項
ヨ－ネ病 (患畜)	牛	平成14年 6月24日	1頭	安来市	平成18年 1月16日	ホルスタイン、自家産牛

島根県告示第80号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年 1月31日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市弥栄町木都賀イ2347 - 5、イ2347 - 7
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第81号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年1月31日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
県 道	斐川一畑大社線	出雲市河下町1562番6地先から同町25番地先まで	前	メートル 5.80～ 11.00	メートル 152.00	交通安全工事 拡幅
			後	11.80～ 20.20	152.00	
"	斐川出雲大社線	出雲市大社町杵築南839番1地先から同840番1地先まで	前	11.00	15.50	交通安全工事 拡幅
			後	12.20～ 13.20	15.50	

島根県告示第82号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年1月31日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県 道	稗原木次線	雲南市三刀屋町三刀屋8番9地先から同1296番9地先まで	メートル 192.00	平成18年 2月3日	木次土木建築事務所	
"	斐川一畑大社線	出雲市河下町1562番6地先から同町25番地先まで	152.00	平成18年 1月31日	出雲土木建築事務所	
"	川本波多線	大田市三瓶町志学字酢梅ヶ谷ハ336番6地先から同336番5地先まで	72.00	平成18年 2月3日	川本土木建築事務所大田土木事業所	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年1月31日

島根県知事 澄田信義

1 申請のあった年月日

平成18年1月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 島根糖尿病療養支援機構

3 代表者の氏名

松本祐二

4 主たる事務所の所在地

益田市横田町429番地23

5 定款に記載された目的

この法人は、糖尿病治療の進歩に呼応し、島根県の糖尿病患者、糖尿病医療従事者、さらに一般市民に対して、糖尿病予防及び療養に関する教育広報や指導者の紹介等を行い、糖尿病の予防や療養についての正しい知識の普及啓発と県民の健康増進に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2週間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

